

## 中小企業者等助成金の交付

問合先 商工観光課商工業振興グループ(☎84-5049)

エネルギー価格等の高騰による地域経済への影響を緩和するため、事業活動において影響を受けた市内中小企業者等に対して、支払ったエネルギー経費の合計額に応じて助成金を交付します。

**助成額** 令和7年1月から3月までのいずれかの月に支払ったエネルギー経費(税抜)の合計額の区分に応じた額 ※申請は1事業者につき1回限りです。

支払ったエネルギー経費(税抜)の合計額	助成額
10万円以上20万円未満	3万円
20万円以上30万円未満	6万円
30万円以上40万円未満	9万円
40万円以上50万円未満	12万円
50万円以上60万円未満	15万円
60万円以上70万円未満	18万円
70万円以上80万円未満	21万円
80万円以上90万円未満	24万円
90万円以上100万円未満	27万円
100万円以上	30万円

※エネルギー経費とは、電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油および重油の使用または購入に要した経費をいいます。他者への販売を目的として購入したものは対象外です。

**対象者** 次のすべてに該当する事業者

- (1) 令和7年3月1日時点において、市内に本店、支店または営業所を有し、市内で事業を営んでおり、引き続き、事業活動を継続する意思があること
- (2) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者もしくは同条第5項に規定する小規模企業者またはフリーランスを含む個人事業者であること
- (3) 令和7年1月から3月までのいずれかの月に支払ったエネルギー経費(税抜)の合計額が10万円以上であること

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付対象外となります。

- 亀山市障がい福祉サービス施設物価高騰対策事業、亀山市高齢者福祉サービス施設等物価高騰対策事業または民間の保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等への電気料金補助金交付事業の対象となる事業者
- 政治団体、宗教上の組織または団体
- 医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、財団法人、学校法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合)
- 助成金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者

**申請期間** 3月10日(月)～5月30日(金)(当日消印有効)

※助成決定額が予算額に達した時点で、受付を終了します。

※助成額の支払いは、4月以降になります。

**申請方法** 申請書に必要事項を記入の上、提出書類を添えて、商工観光課商工業振興グループ(〒519-0195 本丸町577)へ郵送してください。

提出書類について詳しくは、商工業振興グループ(☎84-5049)へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

※申請書は、本庁舎、関支所、あいあいにも備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

**URL** <https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2023121900019/>

※配達記録が確認できる簡易書留郵便等での郵送をお勧めします

